

証券コード1301
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目3番5号

株式会社 極 洋

代表取締役社長 多 田 久 樹

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、平成27年6月23日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

【インターネットによる議決権行使の場合】

41ページから42ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご確認の上、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越し下さい。)
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）
3階 コスモスホール
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第92期 〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕 事業報告の内容、連結計算書類の内容

並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第92期 〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕 計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 役員賞与支給の件

招集にあたっての決定事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kyokuyo.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kyokuyo.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による財政・金融政策を背景に円安・株高傾向が継続する中、企業収益や設備投資に改善が見られるなど緩やかな回復基調で推移しております。一方で消費税増税や物価上昇による個人消費への影響や新興国経済の動向など、先行き不透明なところもあり、楽観できる状況にはありません。

水産・食品業界におきましては、消費者ニーズの多様化に伴い、多少値段が高くとも高品質な商品の売上が伸びるなど、従来の低価格志向とは異なる動きも出ておりますが、少子高齢化による国内マーケット環境の変化や、円安の定着による輸入水産物の買付コスト増などもあり、厳しい状況を脱し切れておりません。

このような状況のもと当社グループでは、中期経営計画『パワーアップキョクヨー2015』の最終年度として、「キョクヨーグループの優位性を強化、拡充し、安心・安全で競争力のある商品の提供により、グループ企業価値の最大化を実現する」ことを基本目標に据えて取り組んでまいりました。

次にセグメント別の事業概況をご報告します。

(水産商事セグメント)

水産商事セグメントでは、赤魚、ホッケなど北洋魚を中心とした凍魚加工品や、定塩鮭製品、伸ばしエビといった付加価値製品の販売が順調に推移し、売上は前期を上回りました。一方で、円安の影響により厳しい買付状況が続く中、加工コストの上昇による利益率の低下や昨年末からの鮭の市況下落などにより、利益は前期を下回りました。

この部門の売上高は1,117億円(前期比11.3%増)となりました。

(冷凍食品セグメント)

冷凍食品セグメントでは、『だんどり上手』シリーズを中心とした骨なし切り身、焼魚・煮魚などの加熱用商品を医療食及び事業所給食向けに、寿司種を中心とした生食用商品を大手回転寿司チェーン向けに拡販いたしました。また、白身魚のフライやカニ風味かまぼこななどの惣菜品は、量販店やコンビニ向けに拡販いたしました。一方で海外生産拠点の分散化を進め、ベトナムなど中国以外での生産量が伸長しました。市販ブランドである『シーマルシェ』商品を中心とした家庭用冷凍食品は、水産会社としての優位性を活かした商品提案を進め、徐々に導入店舗数が増加してまいりました。その結果、この部門は売上・利益ともに前期を上回りました。

この部門の売上高は627億円（前期比11.9%増）となりました。

(常温食品セグメント)

常温食品セグメントでは、ツナやサバなどの水産缶詰や『シーマルシェ』商品の拡販に努めるとともに、価格改定や商品の集約、規格変更等のコストアップ対策に取り組みました。また、海産珍味類は大手コンビニのPB商品を中心に引き続き順調に推移しました。その結果、この部門は売上・利益ともに前期を上回りました。

この部門の売上高は174億円（前期比1.3%増）となりました。

(物流サービスセグメント)

物流サービスセグメントにおける冷蔵倉庫事業では、城南島事業所の開設など営業力強化に努め、冷蔵運搬船事業は、今期3隻体制で操業しているうちの2隻をバナナ輸送の年間契約航路に配船し、効率の良い運航に努めました。その結果、この部門は売上・利益ともに前期を上回りました。

この部門の売上高は31億円（前期比3.9%増）となりました。

(鯉・鮪セグメント)

鯉・鮪セグメントにおける加工及び販売事業は、国内外からの原料調達ルートを活用し、ネギトロなどの加工品を大手量販店や回転寿司チェーン向けに拡販いたしました。養殖事業は、『本鮪の極』ブランドの市場での評価が定着し、販売が順調に進みました。天然種苗の確保は依然として厳しい状況ではありますが、昨年9月のクロマグロ完全養殖魚の沖出し成功を受け、2年後の完全養殖クロマグロの出荷を目指してまいります。海外まき網事業は、漁獲量は前期を上回ったものの、魚価の回復が鈍いことに加え、入漁料の高騰やドック費用の増加などもあり、収支が悪化しました。その結果、この部門は売上・利益ともに前期を下回りました。

この部門の売上高は228億円（前期比10.5%減）となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は2,183億5千万円（前期比7.9%増）、経常利益は21億7百万円（前期比29.4%減）、当期純利益は24億3千3百万円（前期比18.0%減）となりました。

なお、当社単独における売上高は2,120億8千6百万円（前期比10.4%増）、経常利益は20億4千2百万円（前期比19.8%減）、当期純利益は21億3千9百万円（前期比18.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は30億円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、資金調達手段の多様化を目的として短期社債（電子CP）を発行する他、新工場建設に係わる設備投資資金の確保を目的として、長期借入金16億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

水産・食品業界を取り巻く環境は、少子高齢化や世帯人員減少による国内マーケット環境の変化もあり、企業間競争は激化の一途を辿っております。加えて世界的な水産物需要の拡大や資源管理強化による供給量の減少などにより、水産物原料の確保については、厳しい状況が続くものと思われれます。一方で水産物をおいしく手軽に食べたいといった消費者のニーズは年々増加しております。また、中国をはじめとする東南アジアなどの新興国は、経済発展により消費地としての存在感が一層増してくることが考えられます。

当社は前中計期間において家庭用冷凍食品事業に本格的に参入するなど、事業の裾野を広げつつありますが、今後は「魚の極洋」として、水産商事事業を一層拡大し、当社の事業基盤を確固としたものとする一方で、業務用及び家庭用の冷凍食品、常温食品といった加工食品事業の拡大・強化のスピードを早め、収益の安定化を進めることが必要となります。

このような認識のもと、当社グループは平成27年4月より新中期経営計画『バリューアップ・キョクヨー2018』をスタートさせました。新中計では『魚に強い総合食品会社として、収益基盤の安定と変化への対応力を高め、新たな価値を創造する企業を目指す』という基本方針のもと、『グローバル戦略』、『シナジー戦略』を更に進化させるとともに、お客様目線を意識した付加価値商品を提供するため、新たに『差別化戦略』を加えた3つの戦略に取り組んでまいります。

各部門の施策は次の通りであります。

水産商事セグメントでは、引き続き水産物についての豊富な経験と国内外サプライヤーとの持続的な関係強化により、質の高い水産物の安定供給維持に努めます。また、国産魚など取扱い魚種の拡大、付加価値品の製造・販売、さらにグループの海外拠点の拡充と海外マーケットの積極的な開拓を行います。

冷凍食品セグメントでは、業務用冷凍食品に加え、家庭用冷凍食品の拡大により、事業規模の拡大を進めます。また、水産商事事業との協業による原料から加工・販売まで一貫体制の強化、2015年度竣工の塩釜新工場を活用した即食食品など付加価値商品の製造・販売、更には生産拠点の最適化を図るべく、東南アジアを中心とした海外生産拠点の分散・拡大なども進めてまいります。

常温食品セグメントでは、缶詰事業は独自性のある商品の開発を進め、ECサイトを積極的に活用するなど、事業規模を拡大していきます。珍味加工品事業は、商品開発力・提案力をアップさせ、アイテムの拡充を図るため、グループ全体で効率的な生産体制を構築してまいります。

物流サービスセグメントでは、冷蔵倉庫事業は集荷貨物の安定的な確保と拡大を図るとともに、物流事業の再構築により、事業拡大とコスト削減を目指します。冷蔵運搬船事業は、年間契約航路の確保により安定収益維持に努めます。

鯉・鮪セグメントでは、加工及び販売事業は、国内外生産拠点の整備拡充と、海外への販路を広げてまいります。海外まき網事業は、所有船舶の効率的な運航に努めるとともに、鮮度を重視した凍結処理を実施することなどにより、付加価値品の生産に努めます。養殖事業は、『本鮪の極』の更なるブランド力強化に努め、クロマグロ完全養殖の事業化に向けて安定供給体制を構築していきます。

管理面につきましては、財務体質の強化を図り、自己資本比率の向上、キャッシュ・フローの改善、成長分野への利益の再投資に取り組むとともに、環境に配慮した経営の徹底、コンプライアンスの強化等を通じて企業価値の向上に努めます。

以上により、消費者に安心・安全な食品を提供し続けることを責務とし、安定的な収益の確保及び財務体質の改善を推進することによって、企業価値の向上と社会貢献を図ってまいりますので、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第89期	第90期	第91期	第92期
	(平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	181,885	178,046	202,387	218,350
経常利益	1,707	2,262	2,985	2,107
当期純利益	423	1,269	2,968	2,433
1株当たり 当期純利益	4円03銭	12円08銭	28円26銭	23円17銭
総資産	84,937	83,245	84,319	88,937
純資産	17,212	18,683	19,930	23,069

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
キョクヨー秋津冷蔵(株)	80	100	冷蔵倉庫業
極洋商事(株)	60	100	水産物・農畜産物等の買付販売
極洋食品(株)	100	100 (10.0)	冷凍食品・チルド食品の製造
極洋水産(株)	192	100	海外まき網漁業、カツオ・マグロの加工 及び冷蔵倉庫業
キョクヨー総合サービス(株)	10	100	保険代理店業
極洋日配マリン(株)	90	50 (10.0)	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
キョクヨーフーズ(株)	30	100	冷凍食品・チルド食品の製造
極洋フレッシュ(株)	90	100	マグロその他水産物等の加工及び販売
キョクヨーマリン愛媛(株)	30	100	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
キョクヨーマリンファーム(株)	30	100 (16.7)	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
インテグレート・システム(株)	50	55	ソフトウェアの開発及び保守
海洋フーズ(株)	40	100	鮭その他水産物等の加工及び販売
サポートフーズ(株)	70	47.2	冷凍食品・チルド食品の製造
(株)ジョッキ	60	100	海産物珍味の製造及び販売
Kyokuyo America Corporation (米国)	千米ドル 3,000	100	水産物等の買付販売
K&U Enterprise Co.,Ltd. (タイ)	百万バーツ 120	50	冷凍食品の製造及び販売
青島極洋貿易有限公司 (中国)	千米ドル 200	100	水産物等の買付販売
Kyokuyo Europe B.V. (オランダ)	千ユーロ 250	100	水産物等の買付販売
Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd. (タイ)	百万バーツ 102	100	水産物等の買付販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記19社を含む24社であり、持分法適用関連会社は2社です。
2. 議決権比率の()内は、間接所有割合(内数)であります。

③ その他

平成26年4月、ASEAN市場に向け日本食材の販売を行うことなどを目的にKyokuyo(Thailand)Co.,Ltd.を設立し、連結子会社としました。

平成26年9月、持分法適用関連会社であったインテグレート・システム(株)の株式を追加取得し、連結子会社化しました。

(7) 企業集団の主要な事業内容

事業の種類別 セグメントの名称	主要な事業内容
水産商事	当社及び極洋商事(株)他において水産物の買付及び販売を行っております。
冷凍食品	当社及び極洋食品(株)他において冷凍食品の製造及び販売を行っております。
常温食品	当社及び(株)ジョッキ他において缶詰・海産物珍味の製造及び販売を行っております。
物流サービス	当社及びキョクヨー秋津冷蔵(株)他において海上運送業及び冷蔵倉庫業を行っております。
鯉・鮪	当社及び極洋水産(株)他においてカツオ・マグロの漁獲、養殖、買付及び加工、販売を行っております。
その他	キョクヨー総合サービス(株)他において保険代理店業等を行っております。

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場等

(株)極洋	本社	東京都港区
	支社	札幌市・仙台市・東京都港区・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市
	研究所	宮城県塩釜市
キョクヨー秋津冷蔵(株)	本社・事業所	大阪市
	事業所	東京都大田区・福岡市
極洋商事(株)	本社	東京都港区
極洋食品(株)	本社・工場	宮城県塩釜市
	工場	青森県八戸市・茨城県ひたちなか市
極洋水産(株)	本社・工場	静岡県焼津市
キョクヨー総合サービス(株)	本社	東京都港区
極洋日配マリン(株)	本社	愛媛県南宇和郡愛南町
キョクヨーフーズ(株)	本社・工場	愛媛県北宇和郡松野町
極洋フレッシュ(株)	本社・工場	東京都江戸川区
キョクヨーマリン愛媛(株)	本社	愛媛県南宇和郡愛南町
キョクヨーマリンファーム(株)	本社	高知県幡多郡大月町
インテグレート・システム(株)	本社	東京都中央区
海洋フーズ(株)	本社・工場	茨城県神栖市
サポートフーズ(株)	本社・工場	北海道小樽市
(株)ジョッキ	本社・工場	東京都練馬区
	工場	埼玉県本庄市・北海道北斗市
Kyokuyo America Corporation	本社	Seattle, Washington, U.S.A.
K&U Enterprise Co., Ltd.	本社・工場	Ampur Muang, Samutsakorn, Thailand
青島極洋貿易有限公司	本社	中国青島市
Kyokuyo Europe B.V.	本社	Luchthaven Schiphol, The Netherlands
Kyokuyo(Thailand)Co., Ltd.	本社	Khet Bangrak, Bangkok, Thailand

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別 セグメントの名称	従業員数 (人)	前期末比増減 (人)
水産商事	243	△3
冷凍食品	993	△60
常温食品	399	33
物流サービス	70	6
鯉・鮪	319	12
その他	92	66
全社(共通)	53	4
合計	2,169	58

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員898人)は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区分	人員	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
職員	人	人	歳 月	年 月
	男 447	5	42 1	17 9
	女 131	9	32 8	9 3
計または平均	578	14	40 0	15 10

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員85人)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
(株)りそな銀行	87
農林中央金庫	67
(株)三菱東京UFJ銀行	26
三菱UFJ信託銀行(株)	26

(注) 当連結会計年度における借入残高は333億円であります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 437,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 109,282,837株 |
| (内、自己株式数) | 4,252,079株) |
| (3) 株主数 | 32,190名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	7,043	6.70
(株) り そ な 銀 行	5,234	4.98
農 林 中 央 金 庫	5,234	4.98
三井住友海上火災保険(株)	4,501	4.28
東洋製罐グループホールディングス(株)	3,150	2.99
東京海上日動火災保険(株)	2,245	2.13
カップ・クリエイトホールディングス(株)	2,100	1.99
極 洋 秋 津 会	1,661	1.58
チエス マンハッタン バンク ジーティーエス クライアーツ アカウント エスクロウ	1,500	1.42
中 央 魚 類 (株)	1,399	1.33

- (注) 1. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。
 2. 当社の所有自己株式は4,252,079株であります。また持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 上記所有株式のうち日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の全株は信託業務に係る株式です。
 4. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（平成27年3月31日現在）
平成25年11月20日開催の当社取締役会決議に基づき発行した2018年満期円貨建転換社債
型新株予約権付社債の概要

発行日	平成25年12月10日
新株予約権付社債の残高	3,000百万円
新株予約権の数	600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 行使請求に係る本社債の元本金額の総額を下記の転換 価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に より生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による精 算は行わない。
転換価額	337円
新株予約権の行使期間	平成25年12月27日～平成30年11月26日の銀行営業 終了時（いずれもルクセンブルグ時間）

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	担当及び重要な兼職の状況
多田久樹	代表取締役社長
今井賢司	代表取締役専務 (事業部門統括、水産商事セグメント・物流サービスセグメント管掌、水産加工第1部・水産加工第2部・水産加工第3部・海外事業部・業務部・船舶部・物流部担当)
村上吉男	専務取締役 (管理部門統括、コンプライアンス担当、企画部・経理部担当)
上居隆	常務取締役 (事業部門統括補佐、冷凍食品セグメント・常温食品セグメント管掌、水産冷凍食品部・家庭用冷凍食品部・常温食品部・品質保証部・商品開発部・塩釜研究所担当)
雲津雅行	常務取締役 (鯉・鮪セグメント管掌、鯉鮪事業部担当、鯉鮪事業部長委嘱)
保坂正美	取締役 (総務部担当、総務部長委嘱)
松行健一	取締役 (調理冷凍食品部担当、調理冷凍食品部長委嘱)
井上誠	取締役 (東京支社長委嘱)
矢澤久和	取締役 (経理部長委嘱)
※天利均	取締役 (大阪支社長委嘱)
※酒井健	取締役 (水産加工第2部長委嘱)
中山昌生	常勤監査役
※芥川淳	常勤監査役
上島幹雄	監査役
※村谷育雄	監査役

- (注) 1. ※印は、平成26年6月24日開催の定時株主総会で新たに選任され就任した取締役及び監査役であります。
2. 平成26年6月24日付にて取締役須藤時廣氏は任期満了により退任し、監査役細川高稔及び高橋義明の両氏は辞任いたしました。
3. 現任監査役のうち中山昌生及び芥川淳の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中山昌生氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役中山昌生及び芥川淳の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、最近の状況に鑑み社外取締役を置くことを検討しておりましたが、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。
7. 平成27年4月1日付にて次のとおり異動がありました。

氏 名	担当及び重要な兼職の状況
松 行 健 一	取 締 役 (東京支社長委嘱)
井 上 誠	取 締 役 (調理冷凍食品部担当、調理冷凍食品部長委嘱)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	基 本 報 酬	賞 与	報酬等の総額
取締役	12名	201百万円	20百万円	221百万円
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	54百万円 (42百万円)	—	54百万円 (42百万円)
合計	18名	255百万円	20百万円	275百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用者兼務取締役の使用者分給与は含まれておりません。
2. 各取締役及び各監査役の基本報酬の額は株主総会で決議された報酬枠の範囲内であります。なお、取締役の基本報酬とは別に本定時株主総会において決議予定の役員賞与20百万円があります。
3. 上記には平成26年6月24日付にて退任及び辞任した取締役1名及び監査役2名を含めております。
4. 平成18年6月29日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を行うことについてご承認を頂いております。この決議に基づき、上記以外に平成26年6月24日付にて退任した取締役1名に対し12百万円、辞任した監査役1名(社外監査役)に対し6百万円を役員退職慰労金として支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 中山昌生

ア. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会16回及び監査役会6回の全てに出席し、長年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言を行っております。

② 監査役 芥川 淳

ア. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

監査役就任後に当期開催された取締役会13回及び監査役会4回の全てに出席し、長年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
井上監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 35百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお当社の重要な子会社のうちKyokuyo America Corporation、K&U Enterprise Co.,Ltd.、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度に対価を支払った非監査業務の内容は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく認定申請に係る手続き業務です。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合の他、当社監査役会は、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、若しくは監督官庁から監査業務停止命令を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、平成18年5月12日に「内部統制システムの基本方針」を決議しておりますが、会社法改正を受け、平成27年4月30日に「内部統制システムの基本方針」の変更について決議しております。以下は平成27年3月31日現在の「内部統制システムの基本方針」について記載しております。

なお、当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない旨を「キョクヨーグループ企業行動憲章」に定め、当社グループ役職員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築しております。

(内部統制システムの基本方針)

① 当社の企業理念と行動指針

当社は以下の企業理念、行動指針を業務遂行にあたっての基本方針とする。

企業理念：人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

- 行動指針：1. お客様の満足を得る努力が行動の原点
2. 一人ひとりの英知を結集、気力・体力を駆使し明日へチャレンジ
3. コスト意識の徹底、発想の転換
4. 従業員・株主・社会にとり価値ある企業として発展

② 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、当社の企業理念、行動指針に基づく企業行動憲章およびコンプライアンス基本規則を定め、取締役・使用人に対しその周知徹底を図る。

コンプライアンス担当取締役のもと、基本方針に基づきコンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進する組織として、専任の「内部統制チーム」を設置し、グループ全体の横断的なコンプライアンス体制を整備する。

イ. 社長を委員長とする内部監査委員会のもと「内部監査チーム」は各部門のコンプライアンスの状況を監査するとともに業務の改善を指導する。

- ウ. 各部署においては、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- エ. 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとする。
- オ. 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、コンプライアンス担当部署長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報者保護規則に基づきその運用を行うこととする。
- カ. 監査役は当社のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）については、文書取扱規則等に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、定められた保存期間に従い、閲覧可能な状態を維持することとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 「内部統制チーム」が事業に関連する全てのリスクを網羅する「リスク管理規定」を作成し、リスクカテゴリー毎の責任部署、重点項目を定め、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの管理体制を明確化する。
- イ. 「環境保全リスク」については、社長を委員長とする環境保全委員会のもと、グループ全社の環境保全体制を構築、維持、継続させる。
- ウ. 「品質安全リスク」については、「食品事故及び苦情に関する規則」等に基づき、食品事故発生時には全社的にすみやかに対応できる体制を整備する。また、国内、国外の協力工場に関しては品質・安全についての情報の共有化を進める。
- エ. 「内部監査チーム」は、各部署毎のリスクの管理体制を監査し、その結果を内部監査委員会に報告する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。

- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するため、企業行動憲章をグループ全体の企業行動憲章と位置付け、これを基礎としてグループ各社で業務の実態に対応した諸規程を定めるものとする。
 - イ. 系列会社管理規則に従い、グループ会社の経営管理を行う。取締役はグループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
 - ウ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、「内部統制チーム」に報告するものとする。「内部統制チーム」は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項および当該使用者の取締役からの独立性に関する事項
- ア. 監査役職務の補助は監査役会事務局が担当するものとする。
 - イ. 監査役から監査業務に関し必要な命令を受けた使用人は、その命令に関し取締役その他の指揮命令を受けない。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役および使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報システムによる通報状況等についてすみやかに報告する体制を整備する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用者に対して報告を求めることができることとする。
 - イ. 内部通報者保護規則により、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針として『当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)』を定めており、平成26年6月24日開催の第91回定時株主総会において、平成29年開催の定時株主総会終結の時まで継続することをご承認いただいております。

当該方針の概要は下記のとおりです。なお詳細につきましては当社ホームページ掲載の「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」本文をご参照ください。

(参考URL <http://www.kyokuyo.co.jp/ir/pdf/bouei140509.pdf>)

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針に照らし、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。

ア. 中期経営計画の策定

当社は、当社の企業価値、株主共同の利益を向上させるため、平成27年度から平成29年度までの3カ年中期経営計画『バリューアップ・キョクヨー2018』を策定し、『グローバル戦略』と『シナジー戦略』に新たに『差別化戦略』を加えた3つを基本戦略として事業展開をしております。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関しては、公正な経営を維持することが基本であると考えております。取締役会・監査役会・会計監査人による監査など法律上の機能に加え、内部統制機能の強化により経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付者が取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報提供をし、取締役会による一定の検討時間が経過した後に大規模買付行為を開始するといった一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は原則として対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、ご判断いただくこととなります。但し、買付行為が結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に対抗措置を取ることがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、対抗措置をとり買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランの有効期限は平成29年6月に開催される定時株主総会となっておりますが、有効期限の満了前であっても、株主総会あるいは取締役会において本プランを変更、廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で変更、廃止されるものとします。本プランについて変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

なお、取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ア. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- イ. 株主意思を重視するものであること
- ウ. 独立性の高い社外者の判断を重視していること
- エ. 合理的な客観的要件を設定していること
- オ. 独立した外部専門家の意見を取得していること
- カ. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適切な利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けており、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を図るとともに、当面は安定配当を継続しつつも、中長期的な利益成長による配当水準の向上を目指します。

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減に充当する一方、国内外の生産及び販売拠点の強化、市場ニーズに応える商品開発、人材育成のための教育投資、情報システムの強化、物流の合理化などに有効に活用する方針です。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、当期の期末配当につきましては1株当たり5円の普通配当といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額について、表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	69,860	流 動 負 債	46,460
現金及び預金	4,140	支払手形及び買掛金	6,523
受取手形及び売掛金	24,616	短期借入金	21,520
リース投資資産	605	コマーシャル・ペーパー	10,000
商品及び製品	29,463	リース債務	230
仕掛品	1,855	未払法人税等	740
原材料及び貯蔵品	4,634	賞与引当金	785
繰延税金資産	706	役員賞与引当金	31
その他の	3,871	その他	6,628
貸倒引当金	△32	固 定 負 債	19,406
固 定 資 産	19,076	新株予約権付社債	3,000
有 形 固 定 資 産	12,241	長期借入金	11,834
建物及び構築物	3,348	リース債務	735
機械装置及び運搬具	1,385	特別修繕引当金	35
船	1,156	退職給付に係る負債	3,658
土地	3,773	資産除去債務	52
リース資産	878	長期未払金	84
建設仮勘定	1,367	その他	6
その他の	331	負 債 合 計	65,867
無 形 固 定 資 産	465	(純資産の部)	
のれん	80	株 主 資 本	22,202
リース資産	63	資本金	5,664
その他の	321	資本剰余金	749
投 資 そ の 他 の 資 産	6,369	利益剰余金	16,537
投資有価証券	3,680	自己株式	△748
繰延税金資産	1,496	その他の包括利益累計額	447
その他の	2,429	その他有価証券評価差額金	559
貸倒引当金	△1,236	繰延ヘッジ損益	92
資 産 合 計	88,937	為替換算調整勘定	215
		退職給付に係る調整累計額	△420
		少 数 株 主 持 分	420
		純 資 産 合 計	23,069
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	88,937

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	218,350
売上原価	198,009
販売費及び一般管理費	20,341
営業利益	17,881
営業外収益	2,460
受取利息	92
受取配当金	107
受取補助金の収入	264
営業外費用	210
支持分法による投資損失	408
為替差	378
貸倒引当金の繰入	146
その他	48
	44
経常利益	1,026
特別利益	2,107
固定資産処分益	6
のれん発生益	8
厚生年金基金代行返上益	3,521
受取保険金	61
投資有価証券売却益	46
国庫補助金	0
特別損失	3,644
固定資産処分損	31
貸倒引当金の繰入	882
投資有価証券売却損	39
投資有価証券評価損	24
段階取得に係る差	5
税金等調整前当期純利益	983
法人税、住民税及び事業税	4,769
法人税等調整額	1,172
	1,216
少数株主損益調整前当期純利益	2,380
少数株主損失	53
当期純利益	2,433

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	5,664	749	15,289	△748	20,954
会計方針の変更による累積的影響額			△660		△660
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,664	749	14,628	△748	20,294
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△525		△525
当 期 純 利 益			2,433		2,433
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,908	△0	1,908
平成27年3月31日残高	5,664	749	16,537	△748	22,202

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成26年4月1日残高	△46	124	113	△1,444	△1,253	229	19,930
会計方針の変更による累積的影響額							△660
会計方針の変更を反映した当期首残高	△46	124	113	△1,444	△1,253	229	19,270
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△525
当 期 純 利 益							2,433
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	606	△31	101	1,024	1,701	190	1,891
当期変動額合計	606	△31	101	1,024	1,701	190	3,799
平成27年3月31日残高	559	92	215	△420	447	420	23,069

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社 極 洋
取締役 会 御中

井上 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 平 松 正 己 ㊟

業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 林 映 男 ㊟

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社極洋の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より有形固定資産の減価償却方法を定率法から主として定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

株式会社 極 洋 監査役会

常勤監査役 中 山 昌 生[Ⓔ]
社外監査役

常勤監査役 芥 川 淳[Ⓔ]
社外監査役

監査役 上 島 幹 雄[Ⓔ]

監査役 村 谷 育 雄[Ⓔ]

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	59,493	流動負債	39,583
現金及び預金	1,635	買掛金	7,111
受取手形	176	短期借入金	13,032
商品及び掛り	27,168	一年内返済長期借入金	1,459
原材料及び貯蔵品	25,643	コーマル・ペーパー	10,000
前払費用	2	リース債	39
延滞税金	352	未払費用	3,108
短期貸付	462	未払法人税等	812
未収入金	509	未償還引当金	584
貸倒引当金	2,794	賞与引当金	2,864
固定資産	348	役員賞与引当金	520
有形固定資産	14,025	その他の負債	20
建物	5,636	新株予約権付社債	28
構築物	1,320	長期借入金	16,240
機械装置	181	リース債	3,000
船舶	442	退職給付引当金	10,484
車両運搬具	91	資産除去債	75
器具及び備品	9	長期未払金	2,608
土地	174	その他の負債	30
建物	1,922	無形固定資産	29
借入地権	143	商標	12
ソフトウェア	1,350	商標	
その他の資産	269	その他の資産	
投資有価証券	21	投資有価証券	17,072
関係会社出資	15	資本	5,664
長期貸付	226	資本剰余金	749
破綻延滞	0	資本準備金	742
破綻延滞	6	その他の資本剰余金	7
破綻延滞	8,119	利益剰余金	11,407
破綻延滞	3,174	利益準備金	673
破綻延滞	2,888	その他利益剰余金	10,733
破綻延滞	21	別途積立金	1,560
破綻延滞	23	繰越利益剰余金	9,173
破綻延滞	105	自己株式	△748
破綻延滞	1,196	評価・換算差額等	623
破綻延滞	430	その他有価証券評価差額金	530
破綻延滞	637	繰延ヘッジ損益	92
破綻延滞	567	純資産合計	17,695
破綻延滞	41	負債及び純資産合計	73,519
破綻延滞	△968		
資産合計	73,519		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	212,086
売上原価	194,640
売上総利益	17,445
販売費及び一般管理費	15,551
営業利益	1,894
営業外収益	
受取利息	77
受取証券利息	6
受取配当金	160
為替差益	130
雑収入	106
営業外費用	
支払利息	308
雑支出	26
経常利益	2,042
特別利益	
固定資産処分益	1
厚生年金基金代行返上益	3,521
投資有価証券売却益	46
特別損失	
固定資産処分損	28
貸倒引当金繰入額	847
関係会社株式評価損	537
投資有価証券売却損	38
投資有価証券評価損	9
税引前当期純利益	4,151
法人税、住民税及び事業税	820
法人税等調整額	1,191
当期純利益	2,139

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成26年4月1日残高	5,664	742	7	749
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,664	742	7	749
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
平成27年3月31日残高	5,664	742	7	749

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成26年4月1日残高	673	1,560	8,219	10,452	△748	16,118
会計方針の変更による 累積的影響額			△660	△660		△660
会計方針の変更を反映した 当期首残高	673	1,560	7,558	9,792	△748	15,458
当期変動額						
剰余金の配当			△525	△525		△525
当期純利益			2,139	2,139		2,139
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	1,614	1,614	△0	1,614
平成27年3月31日残高	673	1,560	9,173	11,407	△748	17,072

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日残高	△78	124	46	16,164
会計方針の変更による 累積的影響額				△660
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△78	124	46	15,504
当期変動額				
剰余金の配当				△525
当期純利益				2,139
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	609	△31	577	577
当期変動額合計	609	△31	577	2,191
平成27年3月31日残高	530	92	623	17,695

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社 極 洋
取締役 会 御中

井上 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 平 松 正 己 ㊞

業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 林 映 男 ㊞

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社極洋の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より有形固定資産の減価償却方法を定率法から主として定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては当期の業績等を勘案した結果、1株につき5円とさせていただきますと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額 525,153,790円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月25日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員いたしたいので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
①	ただひさき 多田久樹 (昭和23年1月19日生)	昭和45年4月 当社入社 平成11年6月 当社企画部長 平成13年6月 当社総務部長 キョクヨー総合サービス(株)代表取締役社長 平成14年6月 当社取締役総務部長 平成16年5月 当社常務取締役総務部長 平成16年10月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	69,000株
②	いまいけんじ 今井賢司 (昭和25年2月13日生)	昭和47年4月 当社入社 平成12年4月 当社仙台支社長 平成16年6月 当社大阪支社長 平成18年6月 当社取締役大阪支社長 平成20年6月 当社常務取締役水産加工第1部長 平成21年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社専務取締役 平成26年4月 当社代表取締役専務 現在に至る	81,000株
③	むらかみよしお 村上吉男 (昭和26年5月29日生)	昭和49年4月 (株)大和銀行（現(株)りそな銀行）入行 平成12年7月 同行執行役員東京公務部長 平成15年6月 同行執行役員営業推進本部長 平成16年6月 当社取締役 平成16年10月 当社取締役経理部長 平成22年6月 当社常務取締役経理部長 平成23年4月 当社常務取締役 平成26年6月 当社専務取締役 現在に至る	43,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
④	かみ い たかし 上 居 隆 (昭和25年10月7日生)	昭和49年 4月 当社入社 平成15年 4月 当社水産部水産第1部長 平成17年 4月 当社水産加工部水産加工第1部長 平成18年 4月 当社水産加工第1部長 平成20年 6月 当社大阪支社長 平成21年 6月 当社取締役大阪支社長 平成22年 6月 当社常務取締役水産冷凍食品部長 平成23年 4月 当社常務取締役 現在に至る	46,000株
⑤	くも つ まさ ゆき 雲 津 雅 行 (昭和25年12月19日生)	昭和50年 4月 当社入社 平成13年 8月 当社大阪支社水産部長 平成15年 4月 当社水産部水産第2部長 平成17年 4月 当社水産部水産第1部長 平成18年 4月 当社札幌支社長 平成22年 6月 当社東京支社長 平成23年 6月 当社取締役東京支社長 平成26年 4月 当社取締役鯉鮪事業部長 平成26年 6月 当社常務取締役鯉鮪事業部長 現在に至る	40,000株
⑥	いの うえ まこと 井 上 誠 (昭和32年12月5日生)	昭和55年 4月 当社入社 平成16年 6月 当社水産部水産第3部長 平成17年 4月 当社水産部水産第2部長 平成18年 4月 当社水産冷凍食品部長 平成22年 6月 当社大阪支社長 平成24年 6月 当社取締役大阪支社長 平成26年 4月 当社取締役東京支社長 平成27年 4月 当社取締役調理冷凍食品部長 現在に至る	25,000株
⑦	まつ ゆき けん いち 松 行 健 一 (昭和28年2月20日生)	昭和50年 4月 当社入社 平成12年 8月 当社大阪支社食品部長 平成14年 4月 当社東京支社食品部長 平成17年 4月 当社水産加工部水産加工第2部長 平成18年 4月 当社常温食品部長 平成22年 6月 当社取締役常温食品部長 平成25年 4月 当社取締役調理冷凍食品部長 平成27年 4月 当社取締役東京支社長 現在に至る	48,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
⑧	や ざわ ひさ かず 矢 澤 久 和 (昭和27年2月28日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 当社業務部長 平成23年4月 当社経理部長 平成25年6月 当社取締役経理部長 現在に至る	14,000株
⑨	あま り ひとし 天 利 均 (昭和26年7月3日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 極洋商事(株)常務取締役 平成20年6月 当社仙台支社長 平成23年4月 当社水産冷凍食品部長 平成26年4月 当社大阪支社長 平成26年6月 当社取締役大阪支社長 現在に至る	16,000株
⑩	さか い けん 酒 井 健 (昭和29年10月21日生)	昭和53年4月 当社入社 平成18年4月 当社大阪支社水産加工部長 平成21年6月 当社水産加工第2部長 平成26年6月 当社取締役水産加工第2部長 現在に至る	21,000株
⑪ ※	あお き ひろ ゆき 青 木 宏 行 (昭和30年12月24日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年6月 当社水産加工第1部長 現在に至る	20,000株
⑫ ※	み うら まさ よ 三 浦 理 代 (昭和21年5月16日生)	昭和45年4月 女子栄養大学助手 平成7年4月 同大学助教授 平成13年4月 同大学教授 平成15年1月 同大学実践栄養学科長 平成21年1月 同大学学務部長 現在に至る	0株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「4. (1) 取締役及び監査役の氏名等」(14ページから15ページまで)に記載のとおりであります。
4. 三浦理代氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。
5. 三浦理代氏は、女子栄養大学教授として食品栄養学等を研究しており、食品栄養学の専門家としての永年の経験と知見を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

6. 三浦理代氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役上島幹雄氏は、本総会終結の時をもって、監査役を辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
しゅ とう けん じ 首藤健治 (昭和24年11月16日生)	昭和47年4月 当社入社 平成9年3月 当社広島支社長 平成16年6月 当社名古屋支社長 平成21年6月 極洋商事(株)代表取締役社長 現在に至る	38,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 首藤健治氏は、平成27年6月12日付をもって極洋商事(株)の取締役を退任される予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
は せ が わ と し あ き 長谷川 俊 明 (昭和23年9月13日生)	昭和52年4月 弁護士登録 昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所パートナー 平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設 現在に至る	0株

- (注) 1. 長谷川俊明氏は当社と顧問契約を締結しております。
2. 長谷川俊明氏は社外監査役候補者であります。
3. 長谷川俊明氏は弁護士であり、法律の専門家として主としてコンプライアンス等の観点より経営監視機能の充実が図れるものと考えます。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 長谷川俊明氏が監査役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案し、当期末時点の取締役11名に対し、総額2,000万円の役員賞与を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、ご行使下さいませようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は平成27年6月23日（火曜日）の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら次ページのヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場：都市センターホテル
(日本都市センター会館内)
3階 コスモスホール
東京都千代田区平河町二丁目4番1号



交通機関と
所要時間

東京メトロ

魏町駅 (有楽町線) 1番出口より徒歩約4分
永田町駅 (半蔵門線・有楽町線) 5番出口より徒歩約4分
永田町駅 (南北線) 9b番出口より徒歩約3分
赤坂見附駅 (丸ノ内線・銀座線) D出口より徒歩約8分

都バス

平河町二丁目・都市センター前 (新橋駅⇔市ヶ谷駅⇔小滝橋車庫前)

お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

